

神田警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

神田警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	靖国通り	☆	60km	淡路町交差点	俎橋交差点	6-12 13-17
2	白山通り	☆	50km	千代田区神田三崎町1-4先交差点	一ツ橋河岸交差点	7-12
3	大手町湯島線 (通称名:本郷通り)	☆	50km (40km)	湯島聖堂前交差点 (小川町交差点)	神田橋交差点 (聖橋交差点)	7-12
4	外堀通り	☆	50km	神田郵便局前交差点	竜閑橋交差点	7-12
5	明大通り (千代田通りを含む)	○	40km (40km)	千代田区神田駿河台2-4先交差点 (駿河台下交差点)	錦町河岸交差点 (錦町河岸交差点)	7-12

※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線

※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。

※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。

※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
5	明大通り (千代田通りを含む)	車両や人の通行量が多く、通りの一部は小学校の通学路でもあることから交通事故を防止するため。

神田警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	千代田区三崎町2丁目、西神田2丁目、神田神保町2丁目周辺
2	ゾーン30	千代田区神田錦町1、2、3丁目、神田小川町2丁目周辺
3	ゾーン30	千代田区神田錦町1、2、3丁目周辺
4	ゾーン30	千代田区神田多町2丁目周辺
5	ゾーン30	千代田区神田駿河台1、2丁目、神田猿楽町1、2丁目周辺
6	千代田区立お茶の水小学校	千代田区猿楽町1丁目周辺
7	千代田区立千代田小学校	千代田区神田司町2丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。

重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

神田警察署管内の速度取締り重点路線

